

体制及び医療との連携体制を強化し、認知症の医療と介護の切れ目のない提供等を行うことを目的とする。

2 実施主体

(1) 本事業の実施主体は、原則として認知症疾患医療センター（以下「医療センター」という。）が設置されている市町村とする。

ただし、現在、市内に医療センターはないが、医療センターへの確実な移行を予定している老人性認知症疾患センターが設置されている市町村（特別区を含む。以下同じ。）についても設置可能とする。

(2) 同一県内に医療センターが設置されており、医療センター設置市町村と都道府県との協議の上、医療センター設置市町村が認めた場合に限り、医療センター設置市町村以外の市町村又は都道府県の実施を可能とする。

（本事業を実施する市町村を以下この項において「実施市町村等」という。）

(3) 実施市町村等は、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

(4) 都道府県は、本事業の実施に当たって実施市町村等に対し指導、助言及び事業間の連絡調整を行うものとする。

3 認知症連携担当者の配置等

(1) 認知症連携担当者等の配置

実施市町村等は、本事業を行うに当たり、管内の地域包括支援センター1か所に、次に掲げる職種の職員を配置するものとする。

ア 認知症連携担当者

認知症介護指導者研修修了者又はこれに準ずる者（認知症介護実践リーダー研修修了者で一定期間の実務経験を有し、認知症介護指導者研修に準ずる研修を修了した者等）等、認知症の介護や医療における専門的知識を有する者 常勤換算で1人以上

イ 嘱託医

認知症サポート医養成研修を修了した者又はこれに準ずる者 1人以上
(嘱託可)

(2) 従業者の責務

本事業に携わる従業者は、個人情報保護法の規定等を踏まえ、利用者及び利用世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 事業内容

(1) 地域におけるネットワーク体制の構築

- ア 医療センター、権利擁護に関する関係団体等との密接なネットワークを構築すること。
- イ 医療センターの連携担当者との情報交換及び日常的な連絡調整に努めること。

(2) 医療センターにおいて認知症の確定診断を受けた者に対する支援を行うこと。

- ア 医療センターから、医療センターにおいて認知症の確定診断を受けた者であって地域包括支援センターへの情報提供について同意した者の情報を、毎週等定期的に入手すること。
- イ 医療センターから提供された情報に基づき、認知症の確定診断を受けた者及びその家族に対し、電話や訪問等により、在宅介護の方法や地域の保健医療サービス及び介護サービス等に関する情報を提供するとともに、必要なサービスの利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うこと。なお、当該認知症者が認知症連携担当者の担当区域外に居住する者の場合は、当該認知症者の居住する区域を担当する地域包括支援センターに情報を提供する等の連携を図ること。

(3) 他の地域包括支援センターに対する支援を行うこと。

- ア 他の地域包括支援センターから認知症の医療や介護等に関する各種の相談があった場合には、認知症介護に係る専門的な助言等必要な支援を行うこと。
- イ 他の地域包括支援センターから受けた相談内容が専門医療に基づく判断を必要とする場合には、医療センターと協議の上、地域の医療機関の紹介等必要なサービスの利用調整を行うこと。
- ウ 他の地域包括支援センターから高齢者虐待に関する相談を受けた場合に、

権利擁護相談窓口等の権利擁護に関する関係団体の紹介等必要な支援を行うこと。

(4) 地域において、認知症に関する各種の保健医療及び介護サービス、福祉サービス等の内容、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行うこと。

(5) 若年性認知症者に関する支援を行うこと。

ア 医療センターから提供された情報に基づき、若年性認知症（65歳未満であって、脳血管障害やアルツハイマー病による認知症のために日常生活をを営むのに支障がある者）の確定診断を受けた者及びその家族に対し、電話や訪問等により、在宅介護の方法や地域の保健医療サービス及び介護サービス等に関する情報を提供するとともに、必要なサービスの利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うこと。なお、当該若年性認知症者が認知症連携担当者の担当区域外に居住する者の場合は、当該若年性認知症者の居住する区域を担当する地域包括支援センターに情報を提供する等の連携を図ること。

イ 就労継続に関する支援や障害福祉サービスの利用等介護サービス以外の支援が必要な場合は、ハローワーク、都道府県障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービスの相談支援事業者、就労継続支援B型事業者等若年性認知症者の状態や本人・家族の要望等を踏まえ、適切な支援機関と連携し、具体的なサービスにつなげること。

ウ 都道府県等が設置する障害者就労支援ネットワークに参画し、当該ネットワークの資源を活用して若年性認知症自立支援ネットワークを構築すること。

また、当該ネットワークの定期的な開催により、若年性認知症者一人ひとりの状態に応じた適切な支援につなげること。

(6) その他地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の構築に資する取組みを行うこと。

(7) 認知症連携担当者が配置されている地域包括支援センターは、3職種と共同してこれらの取組みを行うことが望ましいこと。

5 事業実施上の留意点

- (1) 実施市町村等は、本事業の趣旨に鑑み、市町村の民生部門と都道府県の保健衛生部門との連携の下に、本事業に対する両部門の協力、支援体制を整備するものとする。
- (2) 実施市町村等は、事業の実施について、管内の地域包括支援センター等に対して、周知を図るものとする。
- (3) 実施市町村等は、本事業を委託した場合は、委託先に対し本事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、相談内容、処理状況等について、年1回以上定期的な事業実施状況の報告を求めるとともに、定期的に事業実施状況の調査を行うものとする。
また、調査の結果、公的サービスとしての本事業の機能が十分に果たすことができないと認められる場合は、委託契約を解除するものとする。
- (4) 実施市町村等は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

6 実施主体 市町村（150か所）

7 補助率 定額（1か所あたり600万円）

（2）認知症地域ケア多職種共同研修・研究事業の創設

実施要綱は以下を予定している。

都道府県におかれでは、特に認知症連携強化事業を実施する市町村と併せ、本事業を実施する市町村の選定作業をお願いする。

【実施要綱（案）】

1 目的

地域において、認知症対策を推進する地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護サービス事業所、医師等の専門職による認知症や認知症の医療・介護に関する研修や行政機関、自治会、ボランティア団体等を交えた地域資源の連携による取組みに関する研修等を通じ、地域における認知症対策についての意識の向上と

共通理解を推進するとともに、地域の課題に対する具体的方策を講じることを目的とする。

2 実施主体

(1) 本事業の実施主体は、原則として、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

特に、認知症連携担当者が配置されている市町村は積極的に実施されたい。

(2) 市町村は、地域の実情に応じ、市町村社会福祉協議会、在宅介護支援センターを運営する法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができる。

3 事業内容

(1) 専門職研修

ア 研修対象者

地域において認知症高齢者の保健医療・介護・福祉に携わる専門職

【例：医療機関の医師、看護師、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、認知症高齢者グループホームの職員（計画作成担当者、介護職員等）等】

イ 研修内容

(ア) 認知症の医療や介護の専門家（認知症サポート医、認知症介護指導者研修修了者等）同士が相互に実施する講義。

(イ) 地域において認知症高齢者の医療・介護・福祉の従事者間における、各自の専門分野に関する最新情報の伝達や先駆的な取組みに関する情報の共有

(ウ) 認知症高齢者の支援に関する事例研究

(2) 地域ケアネットワーク研修

ア 研修対象者

地域ケアネットワーク等に携わる地域の団体等

【例：ボランティア団体、家族会、住民自治組織、保健所、警察、消防等の行政機関等】

イ 研修内容等

- (ア) 認知症高齢者及びその家族に対する支援方法に関する研修
- (イ) 認知症高齢者及びその家族を支える地域の関係機関及び関係者の役割に関する研修
- (ウ) 実例検証を踏まえたネットワークの点検や見直しに関する研修
- (エ) 高齢者虐待、権利擁護等認知症高齢者を支える地域の関係者の紹介や交流に資する事業

4 その他

- (1) 研修は月1回以上等定期的・継続的に開催するものとする。
- (2) 国は、実施主体に対し事業の実施に必要な経費の一部を補助するものとする。

5 実施主体 市町村(150か所)

6 補助率 国1/2 都道府県1/4 市町村1/4

(3) 認知症対策普及・相談・支援事業の創設

実施要綱は以下を予定している。

都道府県におかれては、実施する団体や相談員等の確保をお願いする。

-----【実施要綱(案)】-----

1 目的

認知症の本人や家族に対しては、認知症の各ステージにおいて、認知症の知識や介護技術の面だけではなく、精神面も含めた様々な支援が重要であることから、各都道府県及び指定都市単位で認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンターを設置し、認知症の本人や家族が気軽に相談できる体制を構築するとともに、研修等を実施し、地域における認知症の理解の促進を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)とする。

都道府県等は、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族への相談・援助につ

いて、十分な知見及び実績を有すると認められる団体等に事業の一部又は全部を委託することができるものとする。

3 事業内容

- (1) 認知症の人やその家族等からの各種相談に対し、電話相談により応じること。
- (2) 相談内容により、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、市町村等適切な関係機関が行う支援へ適切につなぐこと。
- (3) 地域包括支援センター、市町村等の相談体制の支援に資するため、定期的な情報提供などにより、連携を図ること。
- (4) 認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め家族を支えることを目的とし、面接面談による相談や交流集会等を開催すること。
- (5) 認知症に対する早期の対応として各地域で認知症予防や地域における見守り等について、先駆的な取組みを行っている自治体等から情報を収集し、自治体職員、介護従業者、管内の市町村、関係機関等に対するシンポジウムや研修会を開催するとともに各事業の成果の普及等を行う。

4 相談員の配置等

- (1) 本事業の実施に当たり、認知症の人やその家族等の利用頻度、相談内容等を考慮しつつ、利用者が身近に相談でき、かつ、相談に対して総合的に対応できるよう、相談員の配置を行うものとする。
- (2) 相談員には、認知症介護の実務経験を有する者その他、介護支援専門員や社会福祉士、認知症医療の専門家、高齢者権利擁護の専門家等認知症高齢者等に対し適切な相談援助を行うことができる者を必要に応じて配置するものとする。
- (3) 上記の他、相談の転送が可能な専門家の確保等地域の認知症専門家及び専門機関との協力体制を構築することが望ましい。
- (4) 本事業を委託により実施する場合、受託事業所は、3(4)及び(5)の事業を実施するに当たっては、市町村や都道府県と協議の上実施すること。

5 設備等

相談窓口には、相談専用の電話、その他相談を適切に行うために必要な設備を設けること。

6 その他の留意事項

- (1) 都道府県等は、この事業の実施について、認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めることとする。
- (2) 市町村は、この事業を行うにあたっては、医療機関、介護サービス事業者その他、保健、福祉、医療の各分野の関係機関、団体との連携体制を整備すること。
- (3) 相談窓口は、認知症に関し、認知症の人やその家族等がいつでも気軽に相談できるよう、常設しなければならないこと。したがって、毎週3日以上の実施が無いもの又は不定期の実施であるものについては、国庫補助の対象とはしないこと。
また、できるだけ土曜、日曜休日等の実施に努めること。
- (4) 相談窓口における業務の実施にあたっては、「認知症コールセンター運営マニュアル（検討中）」（平成20年度老人保健健康増進等事業）を参考とすること。

7 実施主体 都道府県、指定都市

8 補助率 国1／2 都道府県・指定都市1／2

（4）若年性認知症対策総合推進事業の創設

実施要綱は以下を予定している。

都道府県におかれては、障害者就労支援ネットワークとの連携による若年性認知症自立支援ネットワークの構築準備をお願いする。

なお、若年性認知症コールセンターは本年秋から全国1か所での開設（認知症介護研究・研修大府センター）を予定している。

【実 施 要 綱（案）】

1 目的

若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、

本人やその家族、企業及び医療機関が若年性認知症を知っていても、活用が可能な福祉や雇用の施策があまり知られていないことなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいことが指摘されている。

本事業は、これらの問題点を解消し、若年性認知症者一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

都道府県は、事業運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

なお、3（3）の事業については、都道府県は、若年性認知症者に対する先駆的な取組みを行っている事業者に委託又は補助することにより実施するものとする。

3 事業内容

（1）若年性認知症自立支援ネットワークの構築

地域包括支援センターに新たに配置する認知症連携担当者が中心となり、都道府県の区域内を担当する若年性認知症自立支援ネットワークを構築し、若年性認知症者の雇用継続から高齢化までの各期における適切な支援を行う各事業者へつなぐものとする。

ア ネットワーク会議の設置

ネットワーク会議は、本事業の円滑な実施及びその成果の都道府県管内への普及等の役割を担うものとして、都道府県内の医療関係者、福祉事業関係者、認知症の人やその家族等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者、モデル地域の行政担当者及び介護事業関係者等を構成員として設置するものとし、次の事業を行うものとする。

（ア）若年性認知症の人への支援に関わる人や機関等が情報を共有できる仕組みづくりの検討

（イ）若年性認知症の人への支援に係るケース会議、事例研究等の実施

（ウ）若年性認知症の人への支援に資する福祉サービス等の資源の共有化や各

種助成金等に係る情報発信

(エ) 企業や福祉施設等に対し若年性認知症の理解促進を図るためにパンフレット等の作成

(オ) その他若年性認知症の人への支援に当たり必要な事項

(2) 若年性認知症ネットワーク研修事業

3 (1) において若年性認知症自立支援ネットワークを構成する関係者及び障害福祉サービス従事者や企業関係者等、若年性認知症者に対する支援に携わる者に対して次の研修を行い、若年性認知症に対する理解促進を図る。

ア 研修対象者

若年性認知症自立支援ネットワーク構成員及び地域の障害者福祉サービス従事者や企業関係者等認知症の人に対する支援に携わる者。

イ 研修内容

研修対象者に対して、若年性認知症の人に対する日常生活上の支援、就労上の支援等のために必要な知識・技術を習得するため、別記（検討中）に掲げるカリキュラムを標準とする研修を行う。

ウ 留意事項

(ア) 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たり、各都道府県商工会議所、社会福祉協議会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。

(イ) 本研修の性格上、都道府県は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

(3) 若年性認知症ケア・モデル事業

若年性認知症の特性に応じた先駆的な事業を実施する事業所に対して支援し、若年性認知症の人やその家族の支援に資する適切なサービスを研究するとともに、当該サービスを広く普及させるための事業を実施する。

ア モデル事業所の選定

実施主体の長は、若年性認知症者に対し、総合的な自立支援サービスを提供している事業所（予定を含む。）をモデル事業所として選定し、本事業の委託又は補助を行うものとする。

モデル事業は、介護サービス事業や障害福祉サービス事業と併設しても差し支えないが、経理は明確に区分すること。

イ 対象事業

本事業は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期の認知症の者（以下「対象者」という。）に対し支援を実施しているものを対象とする。

ウ 事業内容

若年性認知症者の支援に関する事業であればその内容は問わないが、おおむね次のような内容が考えられる。

- ・ 本事業の利用者について、10名以上の対象者の登録があり、1日あたり3人程度以上の利用が見込まれること。
- ・ 若年性認知症の特性に配慮した介護及び生活援助の提供
- ・ 若年性認知症者の自立支援に資する生活指導及び作業指導
- ・ 利用者が行う求職活動に対する支援及び就職後の職業生活における継続的な支援
- ・ 家族介護者に対する若年性認知症の人に対する介護方法等の指導
- ・ 利用者が行う簡易な作業の実施又は受託。
- ・ その他若年性認知症者の自立支援に資すると認められる事業

エ 従業者の配置、設備等

モデル事業所は、あらかじめ本事業の責任者を定めるとともに、実施するサービスに応じて必要な職員を配置するものとする。

なお、職員配置に当たっては、事業の内容に応じ、若年性認知症の特性に関し知見を有する者又は若年性認知症者に対するサービスの実務経験を有する者を充てることや、地域のボランティアを活用することが望ましい。

（ア）若年性認知症ケア責任者 常勤換算で1人

若年性認知症ケア責任者は、認知症介護実践者研修修了者や精神保健福祉士等若年性認知症に対し専門的知識を有する者とする。

（イ）介護職員

モデル事業所は、モデル事業を実施するに足りる介護職員を1名以上確保すること。

(ウ) 設備

モデル事業所は、モデル事業を実施するに当たって十分な広さの設備を有し、モデル事業以外の事業の利用者のサービス低下を来たさないように配慮するとともに、モデル事業所を実施する事業所全体として、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける等、防災面の強化を図ること

オ 利用料及び工賃

(ア) モデル事業所は、事業の実施に係る原材料費等の実費を定め、利用者にこれを負担させることができる。

(イ) 設置者は、作業収入を伴う事業を実施することができる。

この場合、収入を伴う作業に従事している利用者に対し、工賃を支払うことができるものとする。

カ その他

(ア) モデル事業所は、本事業に係る経理を区分しなければならない。なお、設置者が介護保険事業又は障害福祉事業を行う場合には、本事業の会計とこれらの事業の会計を区分しなければならない。

(イ) モデル事業所は、本事業の実施状況（提供したサービスの状況、利用者の心身の状況、就職した利用者の数その他の就職に関する状況等）について、都道府県に報告しなければならない

(ウ) 都道府県は、モデル事業所からの報告を国に報告するとともに、モデル事業の実施及び成果について、認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めることとする。

(エ) 都道府県は、本事業を行うにあたっては、医療機関、介護サービス事業者の他、保健、医療、福祉、労働の各分野の関係機関、団体との連携体制を整備すること。

(4) 若年性認知症コールセンター運営事業（平成21年10月実施予定）

ア 事業内容

- (ア) 若年性認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等からの各種相談に対し、電話相談により応じること。
- (イ) 相談内容により、認知症連携担当者が配置された地域包括支援センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、市町村等適切な関係機関へのつなぎ役となること。
- (ウ) 認知症連携担当者が配置された地域包括支援センター、市町村等の相談体制の支援に資するため、定期的な情報提供などにより、連携を図ること。
- (エ) 若年性認知症コールセンターの利用促進のため、普及啓発を図ること。

イ 相談員の配置等

若年性認知症の人やその家族等の利用頻度、相談内容等を考慮しつつ、利用者が身近に相談でき、かつ、相談に対して総合的に対応できるよう、相談員の配置を行うものとする。

なお、相談員には、認知症介護指導者研修修了者、精神保健福祉士、障害者就労支援の経験者等若年性認知症の特性に関し知見を有する者又は若年性認知症者に対するサービスの実務経験を有する者等若年性認知症の人に対し適切な支援を行うことができる者を充てなければならない。

なお、上記の者を相談員として配置できない場合であっても、相談の転送が可能な専門の相談員の確保等地域の認知症専門家及び専門機関との協力体制を構築すること。

ウ 設備及び名称

- (ア) 若年性認知症コールセンターには、次の設備を設けること。
 - ・ 相談専用の電話
 - ・ その他相談を十分に行うために必要な設備
- (イ) 相談窓口の名称は、若年性認知症に関する相談窓口であることが明確なものとすること。

エ. その他

- (ア) 実施主体の長は、本事業の実施について、若年性認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めることとする。
- (イ) 実施主体の長は、本事業の実施に当たり、医療機関、介護サービス事業者の他、保健、医療、福祉の各分野の関係機関、団体との連携体制を整備すること。
- (ウ) 3 (1) 及び (2) の事業は、併せて実施しなければならない。

4 実施主体 都道府県

5 補助率 3 (1)、(2)、(3) … 1／2 3 (4) … 10／10

(5) 研修事業の活用について

① 研修事業の活用

国庫補助による研修については、認知症対応型サービスの質の確保、かかりつけ医等による認知症の早期発見、早期対応の促進、高齢者の権利擁護の推進体制の構築等に資する重要な事業であり、その受講修了者も年々増加しているところである。

また、平成21年度報酬改定においては、認知症専門ケア加算が創設され、加算の要件として「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症介護指導者養成研修」の修了者の配置を求めることとされたところである。

都道府県・指定都市におかれては、国庫補助による研修、認知症介護実践リーダー研修について引き続き地域の実情に応じた受講の機会の確保を図るとともに、認知症介護指導者養成研修への積極的な推薦をお願いする。

特に、認知症介護実践リーダー研修については、受講希望者の増加が見込まれることから、研修実施主体の指定について、積極的に対応願いたい。

② 認知症ケア人材育成等事業の改正

今年度をもって認知症理解・早期サービス普及等促進事業の国庫補助を廃止するに当たり、認知症ケア人材育成事業の実施要綱を一部改正し、次の事項を加えることとした。